

(環境防災課の所掌事務)
第二十三条 環境防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海上における危険物の荷役に伴う災害の発生の防止に関すること。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。(海洋情報部の所掌に属するものを除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。)及び海上における災害の防止に関すること。

四 海洋情報部に、次の六課を置く。

第四款 海洋情報部
(海洋情報部に置く課)

第五款 海洋情報部
(企画課・国際課・技術・国際課・沿岸調査課・大洋調査課・情報管理課・情報利用推進課)

第六款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第七款 海洋情報部
(企画課に置く課)

第八款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第九款 海洋情報部
(企画課に置く課)

第十款 海洋情報部
(企画課に置く課)

第十一款 海洋情報部
(企画課に置く課)

第十二款 海洋情報部
(企画課に置く課)

第十三款 海洋情報部
(企画課に置く課)

第十四款 海洋情報部
(企画課に置く課)

第十五款 海洋情報部
(企画課に置く課)

第十六款 海洋情報部
(企画課に置く課)

二 海洋情報業務に関する調査及び研究に関すること。

三 海洋情報業務に関する技術の改善に関すること。

四 水路測量の許可に関すること。

五 海洋情報業務に関する国際協力の実施に関すること。

六 海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関するもの(除く。)。

第七款 海洋情報部
(沿岸調査課の所掌事務)

第八款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第九款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十一款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十二款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十三款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十四款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十五款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十六款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十七款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十八款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第十九款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第二十款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第二十一款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

第二十二款 海洋情報部
(企画課の所掌事務)

二 國際機関における決議、勧告その他の決定により海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関する事務を行う場合には、情報利用推進課は日本海海洋データセンターという名称を、情報利用推進課長は日本海海洋データセンター所長という名称を用いることができる。

三 航法及び船舶交通に関する信号に関すること。

四 港則に関すること(警備救難部の所掌に属するものを除く。)。

五 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。

六 管制信号所等の整備計画に関すること。

七 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百四号)第十四条第一項の規定による船舶の航行制限に関すること。

八 船舶交通の安全のために必要な事項の通報(船舶通航信号所により行うものに限る。)に関する法律(平成十六年法律第百四号)第十四条第一項の規定による船舶の航行制限に関すること。

九 船舶通航信号所の整備計画に関すること。

十 船舶通航信号所の運用に関すること。

十一 前各号に掲げる事務を遂行するため使用する船舶及び航空機の運用に関すること。

十二 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五号)に基づく業務を実施するための管制信号所及び港則法(昭和二十三年法律第百七十号)に基づく業務を実施するための信号所(以下「管制信号所等」という。)の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

十三 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五十号)に基づく業務を実施するための信号所及び港則法(昭和二十三年法律第百七十号)に基づく業務を実施するための信号所(以下「管制信号所等」という。)の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

十四 灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

十五 灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

十六 灯台その他の航路標識(レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属の設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識(以下「船舶通航信号所」という。)及びディフアレンシャル方式によりグローバルポジショニングシステムの位置誤差補正する電波標識(以下「ディフアレンシャルGPS」という。)を除く。)の運用に関すること。

十七 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関すること。

十八 前各号に掲げるもののほか、交通部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(航行安全課の所掌事務)
第三十二条の二 航行安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶交通の障害の除去に関すること。

二 海上保安庁以外の者で船舶交通に対する障害の除去又は海域にある爆発物件等の引揚げ若しくは解撤を行うものの監督に関すること。

三 航法及び船舶交通に関する信号に関すること。

四 港則に関すること(警備救難部の所掌に属するものを除く。)。

五 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。

六 管制信号所等の整備計画に関すること。

七 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百四号)第十四条第一項の規定による船舶の航行制限に関すること。

八 船舶交通の安全のために必要な事項の通報(船舶通航信号所により行うものに限る。)に関する法律(平成十六年法律第百四号)第十四条第一項の規定による船舶の航行制限に関すること。

九 船舶通航信号所の整備計画に関すること。

十 船舶通航信号所の運用に関すること。

十一 前各号に掲げる事務を遂行するため使用する船舶及び航空機の運用に関すること。

十二 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五号)に基づく業務を実施するための信号所及び港則法(昭和二十三年法律第百七十号)に基づく業務を実施するための信号所(以下「管制信号所等」という。)の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

十三 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百五十号)に基づく業務を実施するための信号所及び港則法(昭和二十三年法律第百七十号)に基づく業務を実施するための信号所(以下「管制信号所等」という。)の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

十四 灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

十五 灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

十六 灯台その他の航路標識(レーダー、通信施設その他の施設による気象の観測及びその通報に関すること。

十七 灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関すること。

十八 前各号に掲げるもののほか、交通部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(航行安全課の所掌事務)
第三十四条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

4	運用司令センターは、次に掲げる事務をつかさどる。
1	一 事案の発生時ににおける警備救難の業務に使用する船舶及び航空機に対する指示、関係行政機關その他の關係者との連絡調整その他の初動措置についての企画及び統制並びに実施に関する事項。
2	二 警備救難の業務に使用する船舶及び航空機の運用司令センターに、所長を置く。
3	三 通信の監査及び統制並びに実施に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する重要な所掌事務に係る国際間係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する重要な事務をつかさどる。
4	（外国人漁業対策室）
5	第四十四条 刑事課に、外国人漁業対策室を置く。
6	2 外国人漁業対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
7	一 海上における次に掲げる法令の違反の防止に関する事項。
8	2 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）
9	ロ 排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）
10	二 海上における前号に掲げる法令に規定する犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕に関する事項（警備情報課の所掌に属するものを除く。）。
11	3 外国人漁業対策室に、室長を置く。
12	（海賊対策室）
13	第四十五条 国際刑事課に、海賊対策室を置く。
14	2 海賊対策室は、国際刑事課の所掌事務に係る海賊行為に関する事務及び当該事務に関する外國の行政機関その他の關係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。
15	3 海賊対策室に、室長を置く。
16	（領海警備対策室及び特殊警備対策室並びに警備企画官）
17	第四十六条 警備課に、領海警備対策室及び特殊警備対策室並びに警備企画官一人を置く。
18	2 領海警備対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
19	一 上海上における船舶の航行の秩序の維持に関する事。
20	二 上海上における船舶の航行の秩序の維持に関する事。
21	（国際海洋汚染対策官及び防災対策官）
22	第四十七条 環境防災課に、国際海洋汚染対策官及び防災対策官それぞれ一人を置く。
23	2 海浜事故対策官は、次に掲げる事務をつかさどる。
24	（海浜事故対策官）
25	第四十八条 第四十九条の二 情報管理課に、海洋研究室及び国際業務室並びに海洋情報調査室及び研究室に、室長を置く。
26	2 海洋情報業務は、海洋情報業務に関する事務をつかさどる。
27	2 海洋研究室は、海洋情報業務に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。
28	3 海洋研究室に、室長を置く。
29	4 国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。
30	一 海洋情報業務に関する事務。
31	二 海洋情報業務に関する国際協力の実施に関する事務。
32	二 海洋研究室は、海洋情報業務に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。
33	（政府機関その他の外國の關係者との連絡調整推進課の所掌に属するものを除く。）。
34	3 国際業務室に、室長を置く。
35	4 海洋情報業務は、命を受けて、海洋情報業務に関する事務をつかさどる。
36	2 水路通報室は、水路通報、航行警報及び海象に関する情報の通報に関する事務をつかさどる。
37	2 海洋空間情報室は、水路通報室及び海洋空間情報室を置く。
38	（前号に掲げるもののほか、警備課の所掌に属するもの除く。）をつかさどる。
39	二 海洋汚染等及び海上における災害の防止に関する事務（海洋汚染等及び海上における災害の防止に関する事務を除く。）に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の關係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
40	三 海洋汚染等及び海上における災害の防止に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の關係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
41	（海洋情報企画官及び海洋情報調整官）
42	第四十九条 企画課に、海洋情報企画官及び海洋情報調整官それぞれ一人を置く。
43	3 防災対策官は、海上における災害の防止に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の關係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
44	（海洋防災調査室）
45	第五十条 沿岸調査課に、海洋防災調査室を置く。
46	2 海洋防災調査室は、地震、火山現象及び津波による船舶に対する被害の防止に資するための沿岸における水路の測量に関する事務をつかさどる。
47	3 海洋防災調査室に、室長を置く。
48	（海洋情報管理官、海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官）
49	第五十一条 情報管理課に、海洋情報管理官、海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官それぞれ一人を置く。
50	2 海洋情報管理官は、命を受けて、海洋情報業務に関する情報及びこれに関する海洋に関する情報の収集、整理及び保管に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務（海洋情報分析調整官及び大陸棚情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
51	3 海洋情報分析調整官は、命を受けて、海洋情報業務に関する重要事項についての関係行政機関その他の關係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
52	（海洋研究室及び国際業務室並びに海洋情報調査室）
53	第五十二条 情報利用推進課に、水路通報室及び海洋空間情報室を置く。

三 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督に関すること。

四 警備救難の業務に使用する船舶及び航空機の運用の調整並びにこれらの運用に関する記録の作成及び保管に関すること。

五 警備救難の業務に使用する船舶及び航空機の配属及び基地の調査に関すること。

六 本部の使用する通信施設の運用に関すること。

(環境防災課の所掌事務)

第八十五条 環境防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海上における危険物の荷役に伴う灾害の発生の防止に関すること。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二章から第四章までの規定に基づく承認、確認、登録及び届出の受理に関すること。

三 海洋汚染等の状況の調査に関すること(海洋情報部(第十一本部)あつては、海洋情報監理課及び海洋情報調査課)の所掌に属するもの(除く)。

四 海洋汚染等及び海上災害の防止のための措置の実施に関すること。

五 海洋汚染等の防止に関する地方公共団体その他機関との連絡に関すること。

六 前各号に規定するものほか、海洋汚染等及び海上における災害の防止に関すること。

(船舶技術課の所掌事務)

第八十六条

船舶技術課は、第七十五条第一号に掲げる事務及び第七十六条に規定する事務をつかさどる。

(海洋情報部に置く課)

第八十七条 海洋情報部に、次の二課を置く。

一 海洋情報部の所掌事務に關する総合調整に關すること。

二 水路通報、航行警報及び海象に関する情報の通報に關すること。

三 海洋情報業務に使用する船舶の運用に關すること。

四 海洋情報業務に關する資料の収集及び交換に關すること。

五 海洋情報業務に使用する物品の整備計画に関すること。

六 水路の調査に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、海洋情報部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(海洋調査課の所掌事務)

第八十九条

海洋調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水路の測量及び海象の観測に關すること。

二 水路の測量及び海象の観測に關して行う海洋の汚染の防止のための科学的調査に関すること。

(交通部に置く課)

第九十条 交通部に、次に掲げる課を置く。

一 企画課

二 安全対策課

三 整備課

(企画課の所掌事務)

第九十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 交通部の所掌事務に關する総合調整に関すること。

二 海上交通業務に關する基本的事項の企画及び立案に関すること。

三 灯台その他の航路標識(船舶通航信号所を除く)の運用に関すること。

四 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、交通部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(航行安全課の所掌事務)

第九十二条

航行安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 管制信号所等の建設及び保守に關すること。

二 灯台その他の航路標識の建設及び保守に関すること(航行安全課の所掌に属するものを除く)。

三 灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に関すること。

四 灯台その他の航路標識に使用する物品の整備計画に関すること。

五 灯台その他の航路標識の業務用の船舶の運用に関すること。

(交通企画課の所掌事務)

第九十三条 第二款 第十一管区海上保安本部

(海洋情報企画調整官)

第九十五条 第十一本部に、海洋情報企画調整官一人を置く。

二 海洋情報業務に使用する船舶の所掌に属するものを除く)。

三 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。

四 港則に關すること(警備救難部の所掌に属するものを除く)。

五 海洋情報企画調整官は、命を受けて、海洋情報監理課及び海洋情報調査課の所掌事務に關すること。

る重要な事項について企画及び立案を行い、並びに整理する。

(交通企画調整官)

七 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第十四条第一項の規定による船舶の航行制限に関すること。

八 船舶交通の安全のために必要な事項の通報(船舶通航信号所により行うものに限る)に關すること。

九 船舶通航信号所の整備計画に關すること。船舶通航信号所の運用に関するための船舶及び航空機の運用に関する法律(船舶通航信号所により行うものに限る)に關すること。

十 前各号に掲げる事務を遂行するための船舶及び航空機の運用に関すること。

(安全対策課の所掌事務)

第九十一条の三 安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海難の調査(運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く)に関すること。

二 海難及びその防止に関する試験及び研究に関すること。

三 海難防止に関する計画に関すること。

四 海難防止その他海上における船舶交通の安全についての啓發に関すること。

五 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること(海洋情報部及び航行安全課の所掌に属するものを除く)。

六 灯台その他の航路標識の附属の設備による所掌に属するものを除く)。

(整備課の所掌事務)

第九十二条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 管制信号所等の建設及び保守に關すること。

二 灯台その他の航路標識の建設及び保守に関すること(航行安全課の所掌に属するものを除く)。

三 灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に関すること。

四 灯台その他の航路標識に使用する物品の整備計画に関すること。

五 灯台その他の航路標識の業務用の船舶の運用に関すること。

(交通企画課の所掌事務)

第九十三条及び第九十四条 削除

(本部の事務所)

第一百四十四条 交通整備課は、第九十二条に規定する事務をつかさどる。

(交通整備課の所掌事務)

第一百四十五条 第百四十五条削除

(本部の事務所)

第一百四十六条 第百四十六条削除

(本部の事務所)

第一百四十七条 第百四十七条削除

(本部の事務所)

第一百四十八条 海上保安庁法(以下「法」という。)第十三条に規定する本部の事務所は、次に掲げるとおりとする。

海上保安監部

第5管区上海保安本部			第4管区上海保安本部			下田市海防部		
安部海上保和歌山	部上姫保路海安市	部上神戸保安海市	部上鳥羽安海市	部上尾鷲安海市	四日市海上保安部	海上保安部名古屋市	海上保安部名古屋市	海上保安部下田市
管轄区域を除く。)	兵庫県のうち姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡及び佐用郡	兵庫県(姫路海上保安部及び舞鶴海上保安部の管轄区域を除く。)	三重県のうち伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡(大紀町を除く。)台町を除く。)及び度会郡(大び鳥羽海上保安部の管轄区域を除く。)	三重県(四日市海上保安部及び度会郡(大び鳥羽海上保安部の管轄区域を除く。)及び度会郡(大	三重県のうち津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、龜山市、いなべ市、伊賀市、桑名郡、員弁郡及び三重郡	東京都のうち大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管内、静岡県のうち熱海市、伊東市、賀茂郡及び田方郡	東京都のうち大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管内、静岡県のうち熱海市、伊東市、賀茂郡及び田方郡	東京都のうち大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管内、静岡県のうち熱海市、伊豆の国市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、
管轄区域を除く。)	兵庫県のうち姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡及び佐用郡	兵庫県(姫路海上保安部及び舞鶴海上保安部の管轄区域を除く。)	三重県のうち伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡(大紀町を除く。)台町を除く。)及び度会郡(大び鳥羽海上保安部の管轄区域を除く。)	三重県(四日市海上保安部及び度会郡(大び鳥羽海上保安部の管轄区域を除く。)及び度会郡(大	三重県のうち津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、龜山市、いなべ市、伊賀市、桑名郡、員弁郡及び三重郡	東京都のうち大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管内、静岡県のうち熱海市、伊東市、賀茂郡及び田方郡	東京都のうち大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管内、静岡県のうち熱海市、伊豆の国市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、	東京都のうち大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管内、静岡県のうち熱海市、伊豆の国市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、

部本安保上海区管九第				部本安保上海区管八第									
部上七尾市	部上金沢市	部上伏木市	部上新潟市	部上浜田市	部上保田市	保安部	境海上境港	部上舞鶴市	部上舞鶴市	部上鷲安市	部上敦賀市	部上大分市	部上対馬市
七尾海安市	金沢市	伏木市	新潟市	浜田市	保田市	海上境港	舞鶴市	舞鶴市	鷲安市	敦賀市	大分市	大分市	対馬市
珠洲市、鹿島郡及び鳳珠郡	石川県のうち七尾市、輪島市、	石川県（七尾海上保安部の管轄区域を除く。）	富山県	新潟県、長野県	島根県（境海上保安部の管轄区域を除く。）	多郡及び隠岐郡	出雲市、安来市、雲南省、仁多郡及び美方郡	島根県、島根県のうち松江市、	京都府、兵庫県のうち豊岡市	福井県	大分県	大分県	長崎県のうち対馬市

部本安保上海区管一十第					部本安保上海区管十第				
部上中 保城 安海 市沖 縄	部上石 保垣 安海 市石 垣	部上那 保霸 安海 市那 霸	部上奄 保美 安海 市奄 美	部上串 海上 保木 市串 木	安部 海上 保木 市木 野	串部 海上 保木 市木 野	鹿部 海上 保島 市鹿 兒	部上宮 崎海 市日 南	部上熊 保本 海宇 市城 熊本 県
る。)及び島尻郡(与那原町に限 る)、沖縄県のうち石垣市及び八重 山郡	沖縄県のうち石垣市及び八重 山郡	沖縄県(石垣海上保安部、中 城海上保安部及び宮古島海上 保安部の管轄区域を除く。)	沖縄県(石垣海上保安部、中 城海上保安部及び宮古島海上 保安部の管轄区域を除く。)	鹿児島県のうち阿久根市、出 水市、薩摩川内市、日置市、 いちき串木野市、南さつま市、 伊佐市、薩摩郡及び出水郡 島郡	鹿児島県のうち奄美市及び大 島郡	鹿児島県(串木野海上保安部 及び奄美海上保安部の管轄区 域を除く。)	鹿児島県(串木野海上保安部 及び奄美海上保安部の管轄区 域を除く。)	鹿児島県(串木野海上保安部 及び奄美海上保安部の管轄区 域を除く。)	鹿児島県(串木野海上保安部 及び奄美海上保安部の管轄区 域を除く。)

本部	海上保安部第九管区	第八管区	第七管区	海上保安部	高松海上保安部小豆島海上保安署
安署	新潟海上保安部上越海上保安署	安署	安署	門司海上保安部新居浜海上保安署	今治海上保安部下関海上保安署
安署	新潟海上保安部佐渡海上保安署	安署	安署	門司海上保安部宇部海上保安署	門司海上保安部下関海上保安署
安署	新潟海上保安部佐渡海上保安署	安署	安署	新居浜市	香川県小豆郡小豆町
佐渡市	上越市	岐阜県根岐郡隱岐の島町	町	福岡県糸島郡糸田町	石川県鳳珠郡能登町
名称	別表第七（航空基地）（第一百十九条関係）	別表第五（海上交通センター）（第一百十九条関係）	別表第六（海上交通センター）（第一百十九条関係）	別表第十一（海上保安部那覇海上保安署）	第十管区海上保安部熊本海上保安部八代海上保安署
位置	函館市	位置	位置	鹿児島市	熊本海上保安部八代海上保安署
事務	第一管区海上保安本部函館航空基地	安本部	安本部	鹿児島市	第一管区海上保安本部千歳航空基地
事務	別表第七（航空基地）（第一百十九条関係）	第六管区海上保安本部	第五管区海上保安本部	鹿児島市	第二管区海上保安本部仙台航空基地
事務	二、本部長の指定する灯台その他の航路標識及びその附属施設の保守及び運用に関する事務	第七管区海上保安本部	第四管区海上保安本部	鹿児島市	第三管区海上保安本部羽田航空基地
事務	五、本部長の指定する区域に係る第一号の船の規制による指示、同法第三十九条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務	第八管区海上保安本部	第三管区海上保安本部	鹿児島市	第六管区海上保安本部広島航空基地
事務	四、本部長の指定する海域に係る港則法第三項の規定による信号、同条第二項	第九管区海上保安本部	第六管区海上保安本部	鹿児島市	第七管区海上保安本部北九州航空基地

保安部	上海交通署	上海監事部	所務事の部	本部	上海海上保安部	上海空港安全部	上海地盤部
保安部	上海交通署	上海監事部	所務事の部	本部	上海海上保安部	上海空港安全部	上海地盤部
事務	一、法定第五条第一号から第十八号までに掲げる事務、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事務、これらの事務を遂行するためには、本部の船舶及び航空機の保守及び運用に関する事務並びに法第五条第一号に掲げる事務	所掌事務	所掌事務	所掌事務	法第五条第一号から第十八号までに掲げる事務、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務、これらは、前号に掲げるもののはか、海象観測に関する事務	法第五条第一号から第十八号までに掲げる事務、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務、これらは、前号に掲げるもののはか、海象観測に関する事務	法第五条第一号から第十八号までに掲げる事務、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務、これらは、前号に掲げるもののはか、海象観測に関する事務
事務	二、本部長の指定する灯台その他の航路標識及びその附属施設の保守及び運用に関する事務	所掌事務	所掌事務	所掌事務	二、海上保安庁長官の指定する海上保安署は、前号に掲げるもののほか、海象観測に関する事務	二、海上保安庁長官の指定する海上保安署は、前号に掲げるもののほか、海象観測に関する事務	二、海上保安庁長官の指定する海上保安署は、前号に掲げるもののほか、海象観測に関する事務
事務	三、本部長の指定する区域に係る第一号の船の規制による指示、同法第三十九条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務	所掌事務	所掌事務	所掌事務	三、本部長の指定する区域に係る第一号の船の規制による指示、同法第三十九条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務	三、本部長の指定する区域に係る第一号の船の規制による指示、同法第三十九条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務	三、本部長の指定する区域に係る第一号の船の規制による指示、同法第三十九条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務

国際	地基空港	の規定による通報の受理、同法第四項の規定による指示、同法第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条第一項の規定による情報の提供、同法第四十二条第一項及び第十四条第一項の規定による勧告、同法第四十二条第二項及び第四十四条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第四十八条第二項の規定による職權（同法第五条第二項及び第三項、第六条、第九条、第二十条第一項、第二十一条、第二十四条並びに第四十条に規定する職權に限る。）の行使に関する事務
五	本部長の指定する海域に係る海上交通安	全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項、第二十二条及び第三十六条の規定による通報の受理、同法第三十条第一項、第三十三条第一項及び第三十八条第一項の規定による情報の提供、同法第三十一条第一項及び第三十四条第一項の規定による勧告、同法第三十条第二項及び第三十四条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第三十九条の規定による措置に関する事務
六	第二号から前号までに掲げるもののほか、本部長の指定する海域に係る航法及び船舶交通に関する信号に関する事務	六、第二号から前号までに掲げるもののほか、本部長の指定する海域に係る航法及び船舶交通に関する信号に関する事務
七	第二号から前号までに掲げる事務を遂行するため使用する本部の船舶の運用並びに通信施設の保守及び運用に関する事務	七、第二号から前号までに掲げる事務を遂行するため使用する本部の船舶の運用並びに通信施設の保守及び運用に関する事務
八	船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事務	八、船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事務
九	第一号の船舶通航信号所の附属の設備による気象の観測及びその通報に関する事務	九、第一号の船舶通航信号所のほか、本部長の指定する灯台その他の航路標識及びその附属施設の保守及び運用に関する事務
法第五条第一号から第五号まで、第十一号から第十六号まで及び第十八号に掲げる事務、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属された事務に関する事務、これらの事務を行るために使用するため本部の航空機及び船舶の保守及び運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに法第五条第十号に掲げる事務	法第五条第一号から第五号まで、第十一号から第十六号まで及び第十八号に掲げる事務、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属された事務に関する事務、これらの事務を行るために使用するため本部の航空機及び船舶の保守及び運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに法第五条第十号に掲げる事務	
一 十九条第一号に掲げる法令に規定する犯罪の一高度の知識及び技術を活用して行う、第十九条第一号に掲げる事務	十九条第一号に掲げる法令に規定する犯罪の一高度の知識及び技術を活用して行う、第十九条第一号に掲げる事務	

組織	対罪犯	策	地基	特殊警備	地基	特殊警備	地基	特殊警備	地基	特殊警備	地基	特殊警備
うち国際的かつ組織的に行われるもの（次号において「国際組織犯罪」という。）であつて、海上におけるものに係る情報の収集、分析その他の調査及び情報の管理に関する事務	二、高度の知識及び技術を活用して行う海上における国際組織犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに国際組織犯罪の犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する事務	三、前二号に掲げる事務を遂行するために有する知識及び技術を活用して行う国際捜査共助に関する事務	三、前二号に掲げる事務を遂行するために有する知識及び技術を活用して行う海上における犯人の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	四、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	四、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	五、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	六、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	七、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	八、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	九、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	十、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務	十一、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに法第五条第十九号に掲げる事務
うち国際的かつ組織的に行われるもの（次号において「国際組織犯罪」という。）であつて、海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	二、高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	三、前二号に掲げる事務を遂行するために有する知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	四、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	五、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	六、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	七、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	八、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	九、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	十、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	十一、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	十二、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	十三、前二号に掲げる事務を遂行するために有する高度の知識及び技術を活用して行う海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務

機動	除防	地基	水路	所測
高度の知識及び技術を活用して行う海洋汚染の防除及び海上における災害の防止に関する事務、この事務を遂行するために使用する本部の船舶及び航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに水路測量に関する事務	二、航法に必要な測地に関する事務	一、航法に必要な測地に関する事務	二、航法に必要な測地に関する事務	二、航法に必要な測地に関する事務